



いわゆる自死（自殺）報道について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

最近は「自殺」という言葉を「自死」という言葉で表現されることが多くなった。意識的な死というものを「命を粗末にした」とか「勝手に死んだ」と非道徳的行為であるとして非難しないようにとの価値観がその根底にあるのだと思う。以下で私の見解部分は「自死」と言う言葉で話を進めたい。

私がまだ大学4年生になつたばかりでまだ東京都に住んでいたころ、当時、人気を博しており松田聖子一世とも言われていた歌手・岡田有希子さんがビルから飛び降り、路上に横たわっている姿や付近に飛び散っている脳みその映像がテレビ画面や週刊誌に出ていたことがあった。その後、遺書があつたこと、その当時交際していたとされる俳優の氏名、交際が進展できなかつた理由、飛び降り自殺以前にも本人がリストカットやガス自殺を図ろうとしたことなど、数多くの情報が流れ飛んでいた。前途有望であつた歌手の自死であつたことから世間の反響が大きかつたことも確かであったが、報道としてはやり過ぎではないかと考えていた。

特に、有名人の自死報道がセンセーショナルになされると、その後に自死が増加する危険性があることは以前から言われており、また、伝統的なメディア報道よりも特にソーシャル・メディアが自死を誘発する危险性があることもすでに指摘されている。これに対し、WHO（世界保健機関）は、2017年にメデイア関係者向けに自殺対策を推進するための最新の手引きを公表している（以下、WHOが公表したこのガイドラインを「自殺報道ガイドライン」という）。2017年度版は2008年には公表された手引きと比較して12項目の指針を新たに取り上げている。自死の報道を過度に繰り返さない、センセーショナルな言葉を使わない、センセーショナルな言葉を使わない、自死に用いた手段を明確に表現しない、自死の場所などを詳細に伝えない、センセーショナルな見出しつように配置しないことなどが指針として具体的に示されている。

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室の発表によると、平成30年中の自死数は2万840人、平成31年1月1日から令和元年6月までの6ヶ月間ににおける自死数も1万230人に至つており、おおよそ年間2万人を超える自死者が我が国では出ている。そして、平成30年中の統計で見ると、そのうち半数を優に超える割合が無職者であり、自死の原因も健康問題、生活問題、家庭問題、勤務問題など、さまざまな要因が複合的に絡み合つてと言われている。自殺実態白書などに掲載されている分析や自殺・うつ病対策プロジェクトチームによる分析によれば、自死者の遺族を対象とした調査も含めて、主な自死の原因を事業不振、急な環境の変化、過労とし、かかる状況から身体疾患、職場の人間関係、失業、負債といつた問題を引き起こし、さらに、家庭不和、生活苦、うつ病を引き起こして自死に至るとの分析がなされている。

自死に至つた経緯や原因など、ご本人がすべてを飲み込んで逝つてしまつたのであるから私たちはご冥福を祈ることしかできない。自死の手段、発見時の様子などをセンセーショナルに報道されればされど、ご遺族のご心痛は果てしなく大きくなつていく。週刊誌も含めて自死の報道について考えてみてもいいのではないか。

技術をする俳優だなあと思つていた。三浦春馬さんが亡くなつたことを受け、報道機関の中には、ヘッドラインで「自殺か三浦春馬さん（30）首つり死亡」とか「マネージャーがマンションを訪れたところ、首をつっているのが見つかり」などと自死の手段や発見時の様子を詳しく明確に報道するものがある一方、「現場から遺書が見つかる」自殺を図つたとみられるとして自死をしたこと 자체を述べるにとどまるものや、「訃報 三浦春馬さん（30）死去 悲しみの声あふれ」とか「急逝 自宅で発見され搬送先の病院で死亡」などと自死の手段を述べずに自殺報道ガイドラインに沿つて謙抑的に報道されているものもある。